

# 安易なりコールを見直そう 「食のリコールガイドライン」の提案

(社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会  
常任理事 (NACS消費生活研究所担当) 古谷由紀子

[QYS02171@nifty.ne.jp](mailto:QYS02171@nifty.ne.jp)

# はじめに・・・NACCSについて

---

- ▶ 経済産業省の許可を受け1988年(昭和63年)に発足
- ▶ 会員
  - ▶ 主として消費生活アドバイザーと消費生活コンサルタントによって構成
  - ▶ 会員約3800名、全国7支部
- ▶ 消費生活に関する我が国最大の専門家集団
  - ▶ 消費者利益と企業活動の調和を目的に活動
    - ▶ 消費者相談
    - ▶ 消費者教育
    - ▶ 消費者志向支援・評価 など
  - ▶ テーマ
    - ▶ 消費者志向、CSR、環境、食品、金融など多様

# 1. 食品の自主回収をめぐる問題意識

## ▶ 食品の自主回収が多いが・・・

### ▶ 適切に実施されているか

#### ▶ 不必要なものを実施していないか？

- 時代背景、事業者の意識、消費者の意識



環境・経済的損失

#### ▶ 必要なものが実施されているか？

- 事業者規模・意識



消費者の健康危害



事業者の判断、消費者の意識、行政の判断、  
マスコミの取り上げ方

## 2. 解決に向けて

---

### ▶ 課題は何か

- ▶ 食品の自主回収の基準がないからではないか
  - ▶ 参考:内閣府 指針、食品産業センター 調査報告
- ▶ 実効性に問題があるのではないか
  - ▶ 実態、信頼性

 食品特有のガイドラインが必要

### ▶ いま、だれが提案するのか

- ▶ 行政、事業者、業界団体...

 消費者団体からの提案



事業者の課題、行政の制度、消費者の理解  
と納得、マスコミの役割

### 3. 「食のリコールガイドライン」の提案

---

- ▶ 研究調査メンバー ※他に事業者の協力
  - ▶ 古谷由紀子、戸部依子、蒲生恵美、森田満樹
- ▶ ガイドライン策定の原則
  - ▶ 消費者・社会にとっての適切なリコールの実施
  - ▶ 事業者の適切な問題解決
  - ▶ 行政における環境整備
  - ▶ マスコミの適切な情報発信
  - ▶ 消費者の適切な行動
- ▶ 研究調査経緯
  - ▶ 2009年夏開始
  - ▶ 2010年2月 中間報告「消費者志向NACS会議」
  - ▶ 2010年2月以降
    - ▶ ガイドラインのさらなる検討
    - ▶ 新聞掲載、東京都、各種セミナー・シンポジウムでの発表
    - ▶ 事業者等ヒアリング
  - ▶ 2011年2月 最終報告(予定)

## 4. 食のリコールガイドライン提案にあたって

### ▶ 食品の自主回収調査

#### ▶ 調査対象

- ▶ 食品産業センターHP掲載の「食品事故情報告知ネット」

#### ▶ 調査期間

- ▶ 2008年6月～2009年10月 531件

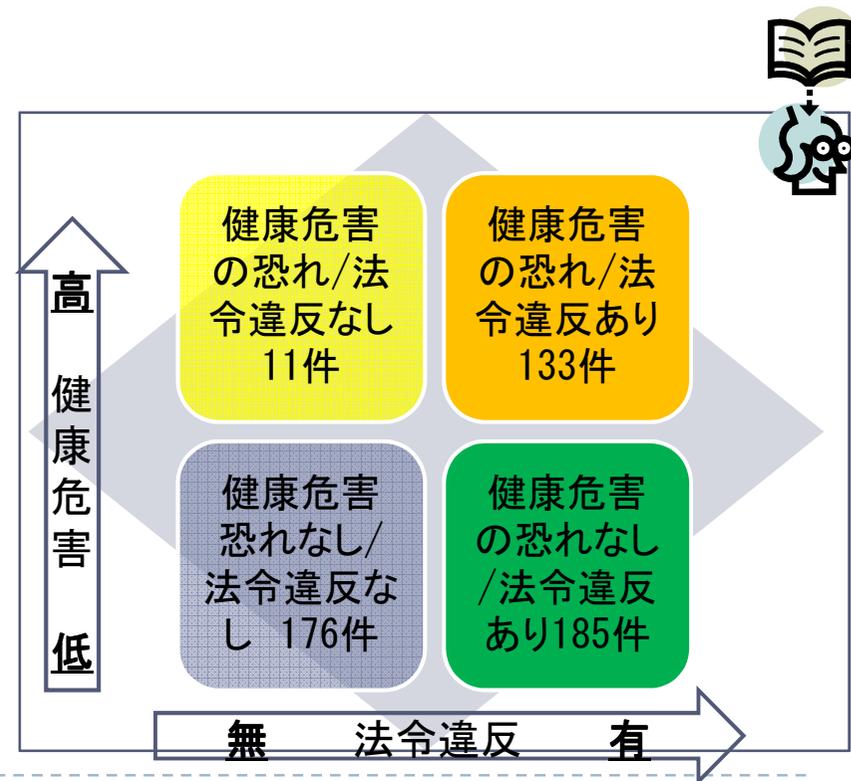
#### ▶ 調査ポイント

- ▶ 健康危害と法令違反を軸に分類した自主回収の実態を確認

#### ▶ 調査結果

- ▶ 健康危害の恐れのあるものは全体の約4分の1

※ただし社告などからは不明確なものも多いため、それらは件数に反映なし



## 5. 食品のリコールガイドライン（1） ~内容と課題について~

---

- ▶ ①回収の判断の基準は健康危害の恐れとする
  - ▶ 課題: 消費者の理解と納得、行政の方針
- ▶ ②判断主体は事業者
  - ▶ 課題: 信頼性、他の関係者との判断のズレ(事業者間、事業者と行政、事業者と消費者)
- ▶ ③事業者は説明責任を果たす
  - ▶ 課題: 自主回収の説明、健康危害の恐れがなく法令違反の場合などの説明
- ▶ ④事業者は環境配慮による判断をする
  - ▶ 課題: 消費者の理解と納得、行政の方針
- ▶ ⑤消費者への適切な注意喚起を促す
  - ▶ 課題: 事業者 消費者の危害回避を確実に
  - ▶ 課題: 行政の環境整備
  - ▶ 課題: マスコミ 優先順位での発信、事業者、業界、行政と協力した情報発信
- ▶ ⑥資金力を問わず必要な回収方法を可能にする
  - ▶ 課題: 消費者への告知方法を社告以外にも多様に、あるいは行政との関係
- ▶ ⑦適切な回収の実効性確保のためのデータベースを構築
  - ▶ 課題: 適切な回収の実効性を社会全体で促進

## 5. 食のリコールガイドライン（2）

~いつも消費者の手元からの回収が必要か~

- ▶ 健康危害の恐れと回収の区別
  - ▶ 健康危害の恐れあり 消費者回収
  - ▶ 健康危害の恐れなし/法令違反あり 消費者回収は不要
    - ▶ 法令違反 ケースバイケースで、店頭回収、新規販売停止
  - ▶ 健康危害の恐れなし/法令違反なし
    - ▶ 消費者回収、店頭回収、新規販売停止 いずれも不要



### 次を区別

- 消費者回収・・・消費者の手元から回収
- 店頭回収・・・消費者の手元からは回収しない、店頭からの回収
- 新規販売停止（在庫販売継続）・・・消費者の手元からも流通からも回収しない

## 6. 協力のお願いと今後の課題

---



- ▶ 実効可能なガイドライン策定のために
  - ▶ 現在、協力していただいている企業
    - ▶ 味の素、マルハニチロホールディングス、花王 など
  - ▶ 関係者の協働による問題解決
  
- ▶ さらに検討すべき点
  - ▶ 食品リコール法は必要ないか
    - ▶ 現状リコールに関する一般法が存在しない